

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の8の2第2項において準用する第9条の7第3項
処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者に対する措置命令
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第1項及び同条第2項において準用する第9条の7第3項（クロスボウの保管の委託） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第91条の2（保管の委託を受けたクロスボウの保管の設備及び方法の基準）
処 分 基 準： 当該保管の委託を受けたクロスボウの保管が銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第91条の2に規定する基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 被処分者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：